

覚 書

令和 年 月 日

発注者 倉敷市西中新田 6 4 0 番地
倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者 古谷 太一

受注者

本工事委託業務（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）について、発注者と受注者とは工事業務委託契約を締結するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

この覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

施 工 番 号	***建建委***
委 託 業 務 名	浅原－上東幹線外配水管設計施工一括方式工事業務委託（建）
履 行 場 所	倉敷市鳥羽地内外
履 行 期 間	着 手 令和 年 月 日 完 成 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）

（総則）

第 1 条 業務委託料の支払いの条件、方法等については、工事業務委託契約書（以下「契約書」という。）に規定するもののほか、この覚書の定めるところによる。

（支払限度額）

第 2 条 各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

年度	支払限度額	前払金
令和 8		
令和 9		
令和 10		
令和 11		
令和 12		

2 発注者は、予算上の理由等により、支払限度額を変更することができる。

3 受注者は、当該年度の支払限度額に応じた実施工程表を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(前払金)

第3条 前払金は、契約書第34条中の「業務委託料」を「支払限度額」と読み替える。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。